

# 監査報告書

令和8年6月15日

学校法人 杉野学園  
理事会 御中

学校法人杉野学園

監事 石橋 和 男

監事 伊藤 勲



私たちは、学校法人杉野学園（以下「学園」という。）の監事として、私立学校法第52条及び学園の寄附行為第29条の規定に基づき以下の監査を実施しました。

## 1. 監査方法の概要

- (1) 理事会及び評議員会等の重要な会議に出席して学園業務に関する意思決定及び業務執行の状況を監視するとともに議事録等の各種重要書類等を閲覧し、必要に応じて理事その他関係職員に説明・報告を求める等により、学園の業務及び理事の業務執行の状況を監査しました。
- (2) 学園の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の事業報告並びに財産目録及び計算書類等（収益事業に係る計算書類を含む）を監査しました。
- (3) 会計監査人の東陽監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、その職務の執行状況について適時に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、学園の財務報告プロセスの整備・運用状況の評価結果を受けるとともに、計算書類等の監査実施状況と監査結果の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該年度に係る計算書類等について検討しました。

## 2. 監査結果

- (1) 理事の業務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重要な事実は認められません。
- (2) 事業報告並びに財産目録は法令及び寄附行為に従い、学園の状況並びに財産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- (3) 会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当と認めます。

以上

# 監査報告書

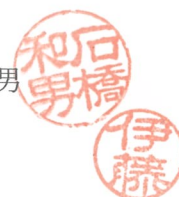
令和8年6月15日

学校法人 杉野学園  
評議員会 御中

学校法人杉野学園

監事 石橋 和男

監事 伊藤 勲



私たちは、学校法人杉野学園（以下「学園」という。）の監事として、私立学校法第52条及び学園の寄附行為第29条の規定に基づき以下の監査を実施しました。

## 1. 監査方法の概要

- (1) 理事会及び評議員会等の重要な会議に出席して学園業務に関する意思決定及び業務執行の状況を監視するとともに議事録等の各種重要書類等を閲覧し、必要に応じて理事その他関係職員に説明・報告を求める等により、学園の業務及び理事の業務執行の状況を監査しました。
- (2) 学園の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の事業報告並びに財産目録及び計算書類等（収益事業に係る計算書類を含む）を監査しました。
- (3) 会計監査人の東陽監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、その職務の執行状況について適時に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、学園の財務報告プロセスの整備・運用状況の評価結果を受けるとともに、計算書類等の監査実施状況と監査結果の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該年度に係る計算書類等について検討しました。

## 2. 監査結果

- (1) 理事の業務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重要な事実は認められません。
- (2) 事業報告並びに財産目録は法令及び寄附行為に従い、学園の状況並びに財産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- (3) 会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当と認めます。

以上